

国民健康保険

70歳未満の高額療養費の自己負担限度額が変わります

高額療養費制度とは、1か月に支払った医療費の一部負担金が一定額を超えたときに、超えた部分を「高額療養費」として支給する制度です。自己負担限度額は、70歳未満と70〜74歳で異なり、また所得によっても異なります。

平成27年1月から70歳未満の人の高額療養費制度の自己負担限度額や区分が変わります（下表参照）。なお、70〜74歳の限度額は変更ありません。

高額療養費の支給を受けるには

国民健康保険に加入する人が、高額療養費の支給を受けるためには、町住民生活課に申請する必要があります。

申請に必要なもの

- ・病院から発行された領収書
- ・印かん
- ・国民健康保険被保険者証
- ・世帯主の預金通帳（ゆうちょ銀行以外）

お問い合わせ先

町住民生活課

☎096-234-1113

(内線106・108)

✉klg106@town.kosa.lg.jp

■平成27年1月からの70歳未満の人の自己負担限度額（月額） ※基準総所得金額＝前年の総所得金額等－基礎控除33万円

| 区分 | 年3回目まで | 年4回目以降 |
|-----------------------------|----------------------------------|----------|
| ア. 基準総所得額 901万円超 | 252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1割 | 140,100円 |
| イ. 基準総所得額 600万円超～901万円以下 | 167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1割 | 93,000円 |
| ウ. 基準総所得額 210万円超～600万円以下 | 80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1割 | 44,400円 |
| エ. 基準総所得額 210万円以下 | 57,600円 | 44,400円 |
| オ. 住民税非課税 | 35,400円 | 24,600円 |

町住民生活課 ☎096-234-1113 (内線106・108) ✉klg106@town.kosa.lg.jp

国民年金

国民年金は支え合いの制度

国民年金は、年を取ったときやいざというときの生活を、現役世代のみんなで支えようという考えで作られた仕組みです。

具体的には、若いときに公的年金に加入し保険料を納め続けることで、年を取ったときや病気やけがで障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、年金を受け取ることができます。

国民年金は、20〜60歳の人が加入し保険料を納める制度です。国が責任を持って運営するので安定していますし、年金の給付は生涯に渡って保障されます。

年金は年を取ったときの老齢年金のほか、病気や事故で障害が残ったときに受け取れる障害年金や、加入者が死亡した場合、その

新成人の皆さんへ
20歳から国民年金



国民年金については町住民生活課へ

加入者により生計を維持されていた遺族（子のある配偶者や子）が受け取れる遺族年金もあります。

保険料の納付猶予制度

学生納付特例制度

学生納付特例制度は、学生の人は一般的に所得が少ないため、本人の所得が一定額以下の場合、保険料の納付が猶予される制度です。

対象者は、学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校（修業年限1年以上である課程）、一部の海外大学の日本分校に在学する人です。

若年者納付猶予制度

若年者納付猶予制度は、学生でない30歳未満の人で、本人および配偶者の所得が一定額以下の場合に、保険料の納付が猶予される制度です。

国民年金のご相談・手続きについては、町住民生活課または熊本東年金事務所にお問い合わせください。

お問い合わせ先

町住民生活課

☎096-234-1113

(内線104)

✉klg206@town.kosa.lg.jp

熊本東年金事務所

☎096-367-2503

町住民生活課 ☎096-234-1113 (内線104) ✉klg206@town.kosa.lg.jp

定住促進 「緑町分譲地」

■「緑町分譲地」の10区画中のうち、8区画の譲受人が決定

町では、地域の活性化と定住促進を目的として住宅用地「緑町分譲地」を整備しました。この分譲地は、甲佐小や町役場、病院、金融機関などに近く、主要な道路へのアクセスも良い住宅用地です。

第1・2回分譲募集では、10区画中8区画の譲受人が決定しました。

残りの2区画（左図「区画配置図」②・⑨番）について、第3回分譲募集にて譲受人を決定します。



■第3回分譲募集は1月9日（金）から受付開始

1月9日（金）から残り2区画の受け付けを開始し、先着順受付（受付は日単位）によって譲受人を決定します。受付開始日より前に申請書類の提出はできませんが、受付日は開始日扱いとなります。詳しくは、町総務課までお問い合わせください。

▼お問い合わせ先
町総務課
☎096・234・1140
（内線226）
✉klg102@town.kosa.lg.jp

■区画ごとの面積と分譲価格

| 区画番号 | 所在地 | 面積 | 分譲価格 |
|------|--------------|-------------------------|----------|
| ② | 緑町 275 番地 26 | 259.34 平方メートル (78.45 坪) | 5,191 千円 |
| ⑨ | 緑町 275 番地 33 | 271.37 平方メートル (82.09 坪) | 5,601 千円 |

※同日中に1区画に対して2人以上の応募があった場合は、後日抽選によって譲受人を決定します。
※2区画の譲受人が決定次第、募集を終了します。

男女共同参画

■ドメスティックバイオレンス (DV) で悩んでいませんか

ドメスティックバイオレンス (DV) とは、配偶者や交際相手など身近な関係で起こる暴力のことで、あらゆる暴力を用いて相手を支配しようとする行為のことです。暴力は、殴る蹴るといった身体的暴力のみならず、精神的・性的暴力なども含まれます。

●こんな経験はありませんか

- ・殴られる・蹴られる(殴る・蹴る)
- ・子どもへの暴力をほめかされる(ほめかす)
- ・「出て行け」や「口答えするな」などと怒鳴られる(怒鳴る)
- ・付き合いや外出を制限される(制限する)
- ・外で働くことを禁止される(禁

ドメスティックバイオレンス (DV) は人権侵害です



女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

- ・説教される・侮辱される(説教する・侮辱する)
- ・「別れると殺す・死ぬ」などと脅される(脅す)
- ・携帯電話や行動をチェックされる(する)
- ・中絶をさせてくれない・強要される

以上には当てはまる場合は、DVを受けている、あるいはしている可能性があります。

●1人で抱え込まず相談しましょう

DVは、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。いかなる理由があろうとも、暴力をふるっていい理由など存在しません。さらに、DVの事実を相談できず精神的に追い込まれることもあります。さまざまな機関で相談窓口が開設されています。1人で抱え込まず、まずは相談しましょう。

▼ご相談・お問い合わせ先

- ・町福祉課
☎096・234・1114
(内線143)
✉klg205@town.kosa.lg.jp
- ・町総務課
☎096・234・1140
(内線241)
✉klg206@town.kosa.lg.jp